

2章 全体構想

-
- 2-1 高石市の将来像
 - 2-2 都市づくりの方針

2 - 1 高石市の将来像

1) まちづくりの基本理念及び目標（第5次総合計画より）

■まちづくりの基本理念

第5次高石市総合計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））では、本市の将来像として、都市目標を「人間都市・高石」と定め、まちづくりの基本理念を「みんなが輝く育みと健幸の住みよいまち」としています。

みんなが輝く 育みと健幸の住みよいまち

■まちづくりの目標

基本理念の「みんなが輝く育みと健幸の住みよいまち」を具体化していくために、次のような5つのまちづくりの目標を設定し、これらが相互にかかわりあうことで豊かな実りをもたらし、さらに発展するまちづくりを目指しています。



(1) 明日の担い手を育む

人口減少に歯止めをかけ、次代の活力につなげるため、子どもや子育て世代を対象とした妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行い、「子育てするなら高石市」と思われるようなまちづくりを推進します。

(2) みんなで支え合い、健やかに過ごせる

子どもから高齢者まで、全ての人が地域社会で孤立することなく、健康で充実した生活を送ることができるよう、健康づくりの推進や医療提供体制の確保に努めるとともに、市民がお互いに助け合う地域共生社会の実現に向けて、地域力強化の推進を図ります。

(3) 安全・安心で快適に暮らせる

自然災害や交通事故、感染症等から市民の生活や財産を守り、市民が安全で安心して快適な暮らしを営めるよう、事前防災・減災を進め、社会基盤の強化に取り組めます。都市基盤については、引き続き効果が大きい事業に重点を置き、幹線道路の整備や鉄道の高架による安全で快適な道路環境整備に取り組めます。防犯・生活安全については、多様化・複雑化する犯罪に対応するため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、市民、行政が連携し地域全体で取り組みを進めます。

(4) 人を惹きつける魅力と活力があふれる

人口減少を食い止めるために、市営住宅や公園遊具等の更新等による住みよい住環境の整備や企業誘致や設備投資の促進による産業の活性化、平坦でコンパクトな本市の特性や様々な地域資源を活かしたまちづくりを行い、まちの魅力の向上と地域の活性化に取り組めます。

(5) 持続可能なよりよい未来へつなぐ

資源循環型社会の構築や、良好な生活環境をするため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等を推進します。また、地域の課題を解決するため、コミュニティ意識の醸成を図り、地域における自治組織や市民団体等との協働を推進するとともに、市民の視点に立ったまちづくりを推進します。

2) 都市づくりの目標

まちづくりの基本理念を実現していくために、都市づくりの目標と主な取組を以下のように設定します。

(1) 持続可能で主体的な都市づくり

都市としての効率性の向上を図り、人口減少局面においても、市民の利便性が確保され、環境にも優しいコンパクト・プラス・ネットワークを推進します。都市経営において、持続可能な都市づくりを実現するためには、様々な主体が担い手となって地域の取組に参加することが重要であるため、産官学民の連携や様々な人々が参加できる都市づくり体制の構築を図ります。また、自然環境と共生することで、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

(2) 安全で安心な都市づくり

激甚化する災害に備え、都市基盤等の強靱化や生活の安全性の確保に向けた対応、計画的な土地利用誘導、安全に避難できる環境の整備等による防災・減災都市づくりを推進し、都市のレジリエンス（災害に対する抵抗力・回復力）の向上を図ります。また、市民の日常的な自助・共助等の取組による協力体制の構築等を推進し、防災力と防犯力の向上を図ります。

(3) 快適で居心地のよい都市づくり

居心地のよい歩きたくなるまちなかづくりを実現するため、交通ネットワークの形成や地域の歴史・文化・景観を生かした市民が便利で快適に過ごせる空間づくりを推進し、全ての世代が居心地のよさを感じることができる都市環境の向上を図ります。愛着が持て、市内で生活が完結できる住環境や、全ての人にやさしいユニバーサルデザイン等によりウォークアブルで良質なまちづくりを目指します。

(4) 賑わい・活力が未来につながる都市づくり

新たな生活様式に柔軟に対応しつつ、駅周辺における個性を生かした各駅の、駅を中心とした魅力ある都市核づくりや、都市核以外の市域におけるにぎわいや憩いの場づくり、臨海部における産業活力の維持、ICT等の先端技術の活用による次代の賑わい・活力ある都市づくりを推進します。

■都市づくりの目標設定フロー図



3) 将来の都市構造

主要3駅周辺を中心とする各地域の交通条件や土地利用の特性等を踏まえ、次のように周辺都市との連携による「都市軸」と特徴的な「生活圏」とを柱に、本市のまちづくりの骨格となる都市構造を設定します。

(1) 都市をつなぐ広域的な都市軸の形成

①高石都市交流軸

- ・本市の産業の中核をなす臨海部と生活の場となる内陸部とを有機的に結び、市域全体として魅力的なまちの形成と産業機能の活性化を図るために、人・物・情報のネットワークとして「高石都市交流軸」の形成に取り組めます。
- ・芦田川沿いを軸として、水辺空間の親水性の向上や桜等を生かした遊歩道の整備等により、浜寺公園等と一体的に水と緑の憩いネットワークの形成を進めます。

②広域連携軸

- ・鉄道や道路等を軸とした本市と周辺市とを結ぶ都市活動の主要な流れを創りだし、周辺市との交流・連携を目指すネットワークとして「広域連携軸」の形成に取り組めます。
- ・行政だけでなく、市民や企業・事業所等の活動が市域を越えて展開されるような環境づくりを進めます。

(2) 3つの都市核の形成と、特徴的な生活圏の充実

本市域の内陸部は、高石駅、羽衣駅、富木駅の主要3駅を中心にコンパクトな生活圏が形成されています。各生活圏の中心となる主要駅周辺においては、交通条件や各種都市機能の集積、周辺の都市開発等の動向を踏まえながら、それぞれ特徴のある拠点づくりを促進します。

①高石駅周辺都市核

- ・高石駅周辺は、広域的な商業・業務・サービス機能、市全体を対象とした文化・交流機能等の集積を進め、本市の南の玄関口となる都市核としての充実を図ります。

②羽衣駅周辺都市核

- ・羽衣駅周辺は利便性が高く、交通結節点である地域特性を活かし、個性的で魅力ある商業・サービス機能、大学と地域とが協働する交流機能等の集積を進めるとともに、浜寺公園や浜寺水路等の良好な居住環境による子育てしやすい地域として本市の北の玄関口となる都市核としての充実を図ります。

③富木駅周辺都市核

- ・富木駅周辺は、周辺地域での開発インパクトを駅周辺に取込むように、車や人の動線を強化し、周辺市の開発と相互に連携・補完しあう商業・サービス機能の集積を推進し、本市の東の玄関口となる都市核としての充実を目指します。

④行政・交流ゾーン

- ・市役所周辺は、行政サービスの中心地としての機能の維持・保全を基本とし、市民がにぎわい・集い・生活できる機能と併せて充実を図ります。

⑤水と緑の憩いゾーン

- ・浜寺公園等の大規模な公園や芦田川等の水辺空間を中心に、水と緑に触れることのできる環境の維持・保全に努め、にぎわいと憩いの場を創出します。

⑥にぎわい・集いゾーン

- ・浜寺水路やスポーツ施設等が集積することにより、地域の活性化を行い、周辺地域からの集客を図り、にぎわいを創出します。

(3) 都市核及び市内のネットワーク形成

① 基幹的な公共交通軸

- ・南海本線、南海高師浜線、JR 阪和線、JR 羽衣線の鉄道網を基幹的な公共交通として位置づけ、国・府・鉄道沿線自治体や公共交通事業者との連携により、鉄道沿線を中心としたまちづくりを推進し、各駅周辺における交通結節機能の向上や連続立体交差事業と併せた鉄道利便の向上を図ります。

② 補完的な公共交通

- ・市内の各地域と市役所、高石駅、羽衣駅、富木駅をつなぐ福祉バスネットワークを補完的な公共交通として位置づけ、オンデマンドによる送迎等、バスによる移動環境の向上を図ります。
- ・羽衣バスターミナルから臨海地域への通勤輸送手段として民間事業者により運行されている一般路線バスについても補完的な公共交通として位置づけます。

③ 自転車ネットワーク

- ・市内の各所をネットワークする自転車利用の主要路線を自転車ネットワークとして位置づけ、自転車通行空間の創出や、駐輪場等の充実、自転車交通ルールの徹底等のソフト施策により、自転車による移動環境の向上を図ります。

④ ウォーカブルネットワークエリア

- ・高石駅、羽衣駅、富木駅の拠点から 400m 圏内を「拠点ウォーカブルネットワークエリア」として位置づけ、拠点周辺にふさわしい居心地のよい歩きたくなるまちなか環境づくりを進めます。
- ・各都市核から 1 km 圏内を「都市内ウォーカブルネットワークエリア」として位置づけ、ウォーキングロード等の整備による連続性のある歩行環境の整備を進めます。

■本市の将来都市構造図



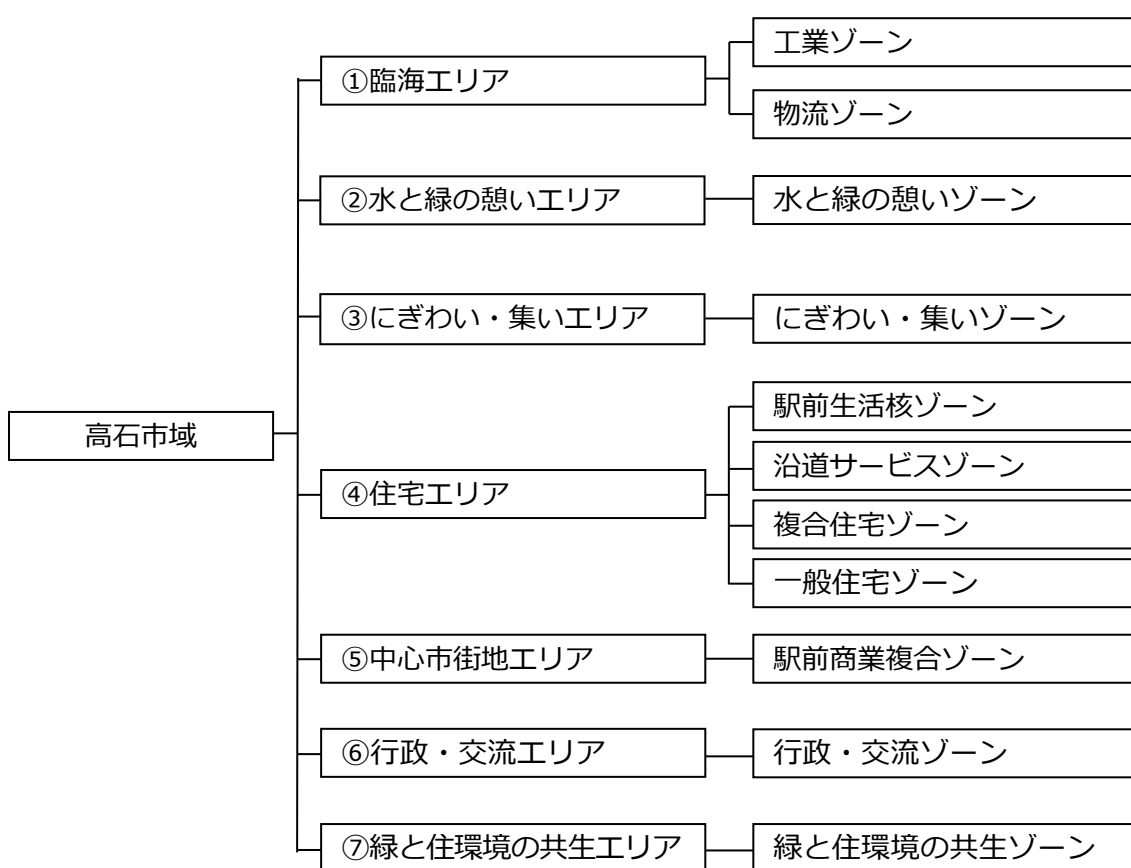
凡 例				
拠点	都市核		広域連携軸	高石都市交流軸
			広域連携軸	広域連携軸
ネット ワーク軸 ・エリア	基幹的な公共交通		行政交流ゾーン	
	補完的な公共交通		水と緑の憩いゾーン	
	自転車ネットワーク		にぎわい・集いゾーン	
	拠点ウォークアブル ネットワークエリア		広域幹線道路	
	都市内ウォークアブル ネットワークエリア		都市計画道路等	

2 - 2 都市づくりの方針

1) 土地利用の方針

将来の都市構造を実現するために、市域を以下のように区分し、それぞれのゾーンの方向にもとづく計画的な土地利用を誘導していきます。

■土地利用のゾーン区分



・それぞれのゾーンの方向性に基づき、区域区分、地域地区制度、地区計画制度等の適切な運用により、良好な環境を有する秩序ある土地利用を誘導し、魅力ある都市空間の形成を図ります。

(1) 臨海エリア

①工業ゾーン

既存の産業環境の立地を活かし、臨海工業地帯としての土地利用を継続・発展させるとともに、新規産業の立地や既存工場の新たな設備投資等に向けた誘導を図ります。

大規模な重化学工業施設が集積する部分は、工場の操業環境の保全を基本とした土地利用の誘導を図ります。

今後も、公害の抑制、及び災害の未然防止、災害発生時の安全対策、地球温暖化対策の推進等に努め、産業基盤を活かして適正な土地利用を図ります。

②物流ゾーン

南高砂地区の物流ゾーンについては、外貿埠頭としての国際的な総合物流拠点であり、堺泉北港湾振興連絡協議会の一員としてポートセールス等の利用を促進します。

(2) 水と緑の憩いエリア

①水と緑の憩いゾーン

浜寺公園等の大規模な公園や芦田川等の水辺空間を中心に、水と緑に触れることのできる環境の維持・保全に努め、にぎわいと憩いの場を創出します。

(3) にぎわい・集いエリア

①にぎわい・集いゾーン

浜寺水路の緑地やスポーツ施設等の都市ストックや、旧市民会館、図書館跡地の有効活用により、周辺地域からの集客を図り、にぎわいを創出します。

(4) 住宅エリア

①駅前生活核ゾーン

高師浜駅周辺、北助松駅周辺は、周辺地区の生活核として日常生活の利便性に寄与する最寄り型の商業サービス機能等の集積を誘導します。伽羅橋駅周辺は、駅前立地の特性を生かし効率性の高い土地利用を進めるとともに、周辺地域からの集客を図り、にぎわいを創出します。

②沿道サービスゾーン

(都) 国道 26 号、(都) 堺阪南線、(都) 松原泉大津線側道、(都) 取石舞線、府道大阪和泉南線については、交通のアクセス性を活かした沿道型の商業サービス機能等の立地を住環境と調和を保ちながら誘導します。

③複合住宅ゾーン

(都) 南海中央線、(都) 高石北線、(都) 新村北線、(都) 羽衣駅前線、南海本線側道の沿道では、都市計画道路の整備状況に合わせて、店舗や住宅等が調和した複合型の都市型居住地の形成を誘導します。

現在整備が進められている(都) 南海中央線の沿道及び南海本線・高師浜線連続立体交差事業の沿線においては、事業が完了した地区から地域・地区の指定緩和を進めます。

④一般住宅ゾーン

市域の一般的な住宅地においては、住宅地の環境の保全、市街地の安全性の向上に努めます。また、津波浸水想定区域については、災害に強い建築物の建築等を引き続き誘導します。

(5) 中心市街地エリア

①駅前商業複合ゾーン

高石駅周辺、羽衣駅周辺、富木駅周辺において、各地区の特性に応じた特色のある商業・業務・サービス機能の集積を誘導し、市民の日常生活に必要な都市機能の強化を図るとともに、市全体を対象とした文化・交流機能等の集積を進めます。

また、高度な情報通信基盤を活用した、新たな時代に対応したスマートな拠点の形成を検討します。

併せて、富木駅周辺においては、隣接市における商業系土地利用との連続性やJR 阪和線の立体交差化に向けた検討と併せて、商業エリアを拡大し生活利便性を高めます。

(6) 行政・交流エリア

①行政・交流ゾーン

市役所周辺は、行政サービスの中心地としての機能の維持・保全を基本とし、市民がにぎわい・集い・生活できる機能と併せて充実を図ります。

(7) 緑と住環境の共生エリア

①緑と住環境の共生ゾーン

市域東部(取石地区)の農地や空閑地等が広がっている市街化調整区域については、周辺市の開発や幹線道路の整備が進展している状況を踏まえ、計画的な土地の誘導が必要であることから、市街化区域への編入を図りつつ、高度な情報通信基盤を活用した新たなまちづくりの可能性について検討を進め、周辺との調和を図りながら適切に土地利用を誘導します。

また、(都) 蓮池公園の整備・拡充等により緑の空間の維持を図ります。

2) 道路交通の方針

本市は、大阪湾の南北広域幹線上に位置し、大阪都市圏や南大阪と、通勤や通学をはじめ様々な消費活動や経済活動等が市域を超えて活発に行われています。

このような周辺市町との広域的な移動とともに、市内外との活発な都市活動を支えるための道路ネットワークや公共交通機関の充実・整備を図ります。

なお、都市計画道路については、市全体の交通需要や道路ネットワーク等の交通機能、防災帯や緊急避難路等の防災機能等により優先順位を検討し、未事業区間の具体化を進めていきます。

また、歩いて暮らせる居心地のよいウォーカブルなまちづくりを推進するため、道路・交通環境の側面からも歩行者や自転車重視の環境整備を推進します。

①道路ネットワーク

道路は生活の利便性を高め、地域の振興を図る都市基盤施設であるとともに、災害時の避難路や、人々の出会いの空間、個性ある街並み形成の骨格等、多様な役割を担っています。

道路の機能や役割に応じて、全国規模で都市を結ぶ自動車専用道路、都市間道路としての広域幹線道路、都市を骨格形成する地域幹線道路、各地域の街区を形成する補助幹線道路、地域生活に密着した生活道路の各段階に応じてネットワークの形成を図ります。

■自動車専用道路

(都) 大阪湾岸線(阪神高速道路湾岸線)、(都) 松原泉大津線(堺泉北有料道路)は、広域的な産業や交流活動はもとより、震災等の大規模な災害発生時における救援救助活動等を支える骨格となることから、機能の維持保全を要望します。

■広域幹線道路

広域幹線道路は、(都) 大阪臨海線、(都) 国道 26 号を位置づけ、自動車専用道路と同様に本市と広域圏を結ぶ重要な路線として、その機能の維持保全を要望します。

■地域幹線道路

地域幹線道路は、(都) 堺阪南線、(都) 南海中央線、(都) 取石舞線、(都) 新村北線、(都) 高石北線、市道取石中央線、(都) 高砂 1 号線、(都) 高石大園線、(都) 高石南線、府道大阪和泉南線を位置づけ、広域幹線道路とネットワーク化して、良好な市街地形成の骨格を構成する道路として整備を推進します。

また、延焼遮断帯や避難路、輸送路としての安全を守る機能を備えた道路網として整備を進めるとともに、災害時の被害を最小限に留めるため、無電柱化等を推進します。

■ 補助幹線道路

補助幹線道路は、(都) 高石海岸線、(都) 綾井富木線、(都) 富木線、(都) 富木中央線、(都) 羽衣駅前線、(都) 小高石線、(都) 松原泉大津線(側道)、(都) 南海東側線、(都) 高石駅前線、(都) 高石駅西側線、(都) 高石東駅前線、(都) 羽衣駅西側線、(都) 羽衣駅東側線、南海本線側道を位置づけ、各地域の街区形成の骨格となる道路として、周辺の面的な市街地整備等と併せて整備を推進します。

■ 生活道路

生活道路については、本市域内には、旧集落や開発指導要綱策定前の住宅開発等により、狭あいな道路も多く見られ、災害発生時の緊急活動や建築物等の適正な更新等を阻害する要因にもなっています。

そのため、沿道権利者等の理解と協力を得ながら、面的な市街地整備等と併せた整備推進、地区計画制度等の活用による建物の更新時の整備誘導を図っていきます。

また、一定規模以上の開発行為や建物の更新時には高石市開発指導要綱に沿って道路幅員の拡幅に取り組みます。

② 公共交通機関及びターミナル機能

市内6駅が立地する本市の特性を活かし、自動車交通の抑制による環境負荷の小さい交通体系の実現と市民の交通利便性の向上を図るため公共交通機関及びターミナル機能の充実を目指します。

■ 鉄道

南海本線・高師浜線は、沿線地域の一体化、交通渋滞の解消を図るため、現在、進めている南海本線・高師浜線連続立体交差事業(南海本線高架化完了)を完成させるとともに、景観・環境等にも十分に配慮した整備を要請します。併せて、駅及び周辺のバリアフリー化等の推進を図るとともに、事業が完了した沿線地域の高度利用を促進します。

JR阪和線は、沿線地域の一体化、交通渋滞の解消を図るため、周辺市街地の整備方針等も踏まえつつ、連続立体交差化を検討します。

各駅は、本市の玄関口で多様な人々が利用することから、人にやさしいまちづくりに配慮するとともに、市域のイメージを高めるような駅舎の美装化等を要望します。

また、鉄道の乗降客を増やすため、旧市民会館や図書館跡地等の有効活用や、集客施設の誘致、沿道の魅力向上に向けた取り組み等、活性化するための方策を図ります。

■ 駅前広場

駅前広場は、本市の玄関口に当たる主要3駅(高石駅、羽衣駅、富木駅)に配置し、駅周辺の市街地整備等の推進に併せて玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう緑化や美化を重点的に進め、それぞれの都市機能や特性を活かした賑わいの場として活性化を図ります。

■バス

補完的な公共交通として位置づけたバスネットワークについて、オンデマンド等の ICT を活用した送迎等、移動環境の向上を図ります。

■新たな公共交通サービスの導入検討

MaaS の推進やシェアリングエコノミーの普及拡大等の社会潮流を踏まえつつ、新たな時代に対応したシェアサイクルなどの移動手段の提供や公共交通サービスの充実に向けた公共交通体系の検討を進めます。

③ウォーカブルな道路・交通環境

高齢社会の急激な進展により自動車等の移動手段が限定される高齢者等の自立した生活を支えるために、駅を中心に歩行者空間の整備を推進し、安全で快適に歩いて暮らせるウォーカブルな環境づくりを進めます。

■居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり

南海本線の高架下の活用をはじめ、駅前広場の整備や“健幸”ウォーキングロード等の整備を行い、居心地のよいウォーカブルなまちづくりを進めます。

■自転車ネットワークの形成

歩行者と自転車及び自動車の通行の区分や、自転車通行空間の整備の促進により、安全に通行できる自転車ネットワークを形成します。

■歩行者優先の道路づくり

歩道の一部を活用し、歩行者の滞留・にぎわい空間を整備するエリアを整備する等、歩行者を優先とした道路づくりの検討を進めます。

3) 都市防災の方針

激甚化する災害に備え、市街地の不燃化や、建築物の耐震・不燃化及び津波対策、防災拠点の整備等、ハード、ソフト両面から総合的な都市防災を進めます。

また、市民の日常的な自助・共助等の取組による協力体制の構築等を推進し、防災力の向上を図ります。

(1) 都市防災機能の強化

①市街地の整備

■密集市街地の整備

老朽住宅等が密集している市街地においては、避難路や公園等の確保、建物の耐震性・耐火性の向上を誘導する等により、防災性の向上を図ります。

災害に強いまちづくりの整備を図るため、密集市街地の改善に向けて各種規制誘導手法等の検討を行い、市街地の改善を促進します。

■津波浸水想定区域における住宅の防災性能向上への誘導

津波及び高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域における対策として、発災の際に一時的に避難可能な既存建築物等（公共施設や民間施設）の確保や、災害に強い構造等の建築を引き続き誘導します。

②都市施設の整備

■道路

一般道路は、緊急交通路となる道路を優先して、整備を進めるとともに、災害時に活用できるよう整備に努めます。

■公園・緑地等

津波浸水想定区域外に位置する（都）蓮池公園については、広域避難場所である（都）鴨公園を補完する防災機能を備えた公園として整備・拡充します。

また、防災のため、農地の保全に努め、災害時の避難や災害復旧用資材置場として活用できる防災協力農地登録制度を推進します。

■河川・水路等

昭和57年（1982年）の水害被害を受け、芦田川は大阪府の二級河川として河川改修事業に取り組み、平成29年（2017年）完成しました。今後は、二層河川上流端から国道26号までの区間については、大阪府と協議しながら改修を促進します。市が所管する今川水路は（都）南海中央線の整備に合わせ暗渠化工事を完了し、適切に維持管理を行っていきます。王子川についても二級河川として、大阪府において維持管理を行います。

③臨海部における防災機能の強化

臨海部においては、市としても企業立地促進条例で防災対策を促進しているところである。設備投資減税等とともに津波避難タワーの建設を行いました。(都)高砂1号線については、南海トラフ等地震対策として液状化予防工事を完了しました。今後も大阪府とともに、石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令や、高石市環境保全協定に基づき総合的な防災対策を促進します。

(2) 防災拠点の整備

①防災中枢拠点

本市の防災対策の指令拠点としての役割を果たす防災中枢拠点は、市役所、高石消防署、市災害医療センターに位置づけており、自家発電設備等の整備、大規模災害に対応力のあるライフラインシステムの構築を推進します。また市役所は、災害対策本部機能の独立性確保等を推進します。

②地域防災拠点

市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点としての役割を果たす地域防災拠点は、総合体育館、(都)鴨公園、(都)新公園に位置づけており、大阪府が整備する広域防災拠点、後方支援活動拠点と連携する拠点としての機能の充実を図ります。また、(都)鴨公園を補完する防災拠点として、(都)蓮池公園の整備を進めます。

③地区防災拠点

市内の各小中学校は、地区防災拠点として位置づけており、コロナ禍における避難所として体育館の空調設備整備も完了し、引き続き物資や資機材等の備蓄等の整備を進めます。

④輸送拠点

災害発生時に救助、救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するために陸上輸送基地等の輸送拠点の機能整備に努めます。

(3) 避難場所等の整備

①一時避難場所

一時避難場所は、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に避難できる身近な場所等で、集合する人々の生活圏内の学校のグラウンド、公園、緑地、団地内の広場等の概ね1ha以上の場所を選定し、集合した人々の安全が当面確保されるスペースとするため、周辺緑化の促進、複数進入口の整備及び一時避難場所を有する都市公園の整備に努めます。

災害時に避難場所が適切に確保できるよう、(都)鴨公園を補完する防災拠点として、(都)蓮池公園等の防災機能を備えた都市公園の整備を促進します。

また、津波及び高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域における対策として、引き続き災害に強い構造等の建築を誘導します。

②広域避難場所

広域避難場所は、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保するため、概ね10haの面積を有する公園・緑地等とすることが求められており、本市域では(都)鴨公園周辺、高南中学校周辺になっており、(都)鴨公園については非常電源つき照明設備、放送施設、複数の進入口の整備や、防災避難所機能等を備えた公園として機能の充実を図ります。

③指定避難所

指定避難所は、災害による家屋の倒壊、消失等の被害を受けたり、受ける恐れのある人々を、一時的に収容し、保護するものであり、耐震改修促進計画に基づき、原則として耐震・耐火構造の学校、公民館等の公共建築物に位置づけており、耐震、不燃化の促進、避難の実施に必要な設備や機器の整備を図ります。

④福祉避難所

福祉避難所は、避難生活の長期化が予測されたり、避難者の急増等で高齢者や障がい者等への配慮を要する場合に、要配慮者を収容して福祉サービス等を提供する施設であり、コミュニティーセンター(デージードーム)、東コミュニティーセンター(とろしプラザ)、パンセ羽衣(羽衣公民館、慶翠苑)、総合体育館に位置づけており、必要な整備・改修を進めます。

(4) 地域防災力・防犯力の向上

①地域防災力の向上

防災への対策は、地域の取組が大きな要素となります。近年、住民の高齢化や生活スタイルの変化等によって、地域での人と人との関係が希薄になるにつれて、防災意識が低下していくことが懸念されます。そのため、地域の連帯による防災意識の維持・強化を図るため、各自治会単位での自主防災組織等の、「自助・共助」の考え方にに基づき、地区防災計画の策定を促進する等、相互に連携し、地域防災力の向上を図ります。

②地域とつくる防犯対策の充実

子どもや女性、高齢者等の誰もが地域で、安全で安心して暮らせるよう、地域での人と人とのつながりを強化し、コミュニティの活性化を行い、地域内でルールをつくる等の地域社会や警察等が一体となった防犯対策の充実を目指します。

4) 都市環境の方針

人間活動に伴って排出された温室効果ガスが主因となり、地球規模での温暖化が問題となっています。主な温室効果ガスである二酸化炭素の排出については、産業・業務等部門で半分以上を占めるため、その抑制が求められ、市民一人ひとりの取組も大きな効果が期待されています。限りある地球資源の節約や地球温暖化防止のため、市民・事業者・行政が協働して、再利用、再資源化、省エネルギー化を推進することで、環境にやさしい低炭素社会の実現を目指します。生活環境保全については、大気・水質・土壌等、汚染防止の推進に引き続き取り組みます。日常生活や事業活動において出されるごみについては、今後さらに4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進して、ごみの減量化や処理コストを抑制するため、市民とともに持続可能な循環型社会の構築を目指します。

(1) 環境にやさしいまちづくりの推進

①環境保全への対応

本市では、住みよい都市環境の形成をより一層推進するため、今後とも、高石市環境保全協定を遵守し、法律・条例に基づき快適な都市環境の創出を図ります。

■大気汚染

脱炭素社会の実現に向け、市民や事業者、関係団体と連携しながら、環境保全活動の展開や啓発・学習機会の充実に努めることにより、環境保全に対する市民の意識を高めるとともに、環境負荷の軽減に向けた実践的行動へとつなげます。

本市では、高石市環境保全協定等にもとづいて大気汚染の防止に努めていますが、依然、光化学スモッグ等の発生が見られます。

光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物等が発生源であり、協定締結企業に対しては使用燃料の限定、有害物質等の排出量等の測定義務を課すとともに、窒素酸化物等の排出量の常時監視による指導等を行い成果を上げており、今後とも継続して実施し改善します。

■水質汚濁

本市では、高石市環境保全協定等にもとづく海域の水質汚濁の防止に努めており、工業系排水は一定の成果を上げ、今後とも継続して実施し改善を進めます。

近年、河川の水質汚濁は、家庭排水が主な要因となっており、都市下水路的な役割をたしています。したがって、流域の各市域とも連携を図りつつ、家庭排水の水質改善に向けて様々な啓発活動や、河川のボランティア清掃活動を促進し、水質改善を図ります。

■騒音・振動

本市の住環境の悪化につながる著しい騒音等が生じている場合には、関連法令や府条例にもとづく指導を進めます。

■脱炭素社会の実現

地球温暖化やオゾン層の破壊等地球規模での環境問題は、年々深刻化してきており、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指し、自動車に過度に依存しない、歩いて暮らせることができる生活圏の形成や環境づくりを進めます。

また、各種建築物等における緑化や省エネルギー対策等、環境に配慮した施設整備の誘導を図るとともに、道路の透水性舗装や公園・緑地の整備、多自然型の水辺環境づくり、宅地内緑化の推進等によるグリーンインフラの充実を進めます。

②自然と共生するまちづくりの促進

高石駅周辺整備事業や芦田川ふるさとの川整備事業と（都）南海中央線の街路整備事業との連携により、親水機能のある“健幸”ウォーキングロードの活用を進め、自然と歩きたくなり、歩くことにより健康づくりが促進され、幸福な生活が営めるまちづくりを促進します。

また、まちの美化、良好な自然環境や生態系の多様化の確保等、環境と共生するまちづくり、ライフスタイルを目指します。

(2) みどりにふれあうまちづくり

本市のみどりの配置方針は、ゼロカーボンシティを進める上でも、緑を生み出す空間の確保を重点に、人口が集中する内陸部のみどりの充実とネットワークの更なる充実を目指し、目に見え体感できるみどりを創出します。

また、市民や民間企業との協働・連携による公園の管理運営等の導入検討等、市民の主体的な参画による都市施設の活用を進めます。

①公園

(都) 浜寺公園や(都) 鴨公園等の広域で大規模な公園の利活用をはじめ、内陸部で不足している生活圏レベルの公園の充実を図り、魅力ある公園緑地の整備を推進します。また公園は、防災機能の強化や高齢者が憩い、多世代交流が図れる場として、地域に親しまれる施設となるように努めます。

なお、都市計画公園については、周辺の公園や農地、緑地、緊急避難場所等の分布状況等を精査し、整備の必要性等について検討します。

■ 広域公園

浜寺公園は、南大阪を代表する歴史的な広域を対象とする公園であり、今後とも広域から集客できる魅力ある緑の公園としての整備、活用を要望します。

■ 地区公園

(都) 鴨公園は、今後とも市民の憩いの場、及び広域避難場所として適切にその機能を維持します。さらに、緑と住環境の共生ゾーンと位置付ける市域東部の市街化調整区域において、(都) 蓮池公園の整備を推進します。(都) 蓮池公園は、津波浸水想定区域外に位置することから、高砂公園のスポーツ・レクリエーション機能の移設、(都) 鴨公園を補完する防災機能を備えた公園として、災害時の防災機能整備も推進します。

■ 近隣公園

市街地整備の推進等により新たに確保される公園等は、緑化の推進とともに四季の変化が感じられ個性ある街区形成の拠点となるように留意して整備を図ります。

■ 街区公園

市街地内の小規模な街区公園は、周辺市街地の成熟等も考慮しつつ、個性ある街区形成の拠点となるよう、緑化の推進とともに清掃活動と美化に向け、市民参加による整備等も併せて検討します。

② 水と緑の憩いネットワーク

浜寺公園や各種都市公園、芦田川等を中心に、幹線道路や駅前、公益施設での緑化を推進し、環境保全、防災、レクリエーション、景観等さまざまな視点から緑道等を配置し、水と緑の憩いネットワークとして整備を推進します。

■ 道路・河川

地域幹線、補助幹線道路等の整備推進と併せて、良好な住宅都市としてのイメージを高める上で欠くことのできない公園等をネットワークする道路の街路樹等の整備を検討します。また、道路や公園等の公共空間だけでなく、私有地での緑化を積極的に促進します。

芦田川は市民が憩える親水空間の維持や改善を図るとともに、ふるさとの川として、桜を活かした緑道整備を推進し、市民参加による維持管理等を継続します。

王子川沿いには、教育施設等が多く水質改善や施設の緑化等とともに魅力充実を検討します。

③市街地の緑化等

■公共施設等の緑化

各種公共施設において積極的に緑化を進め、既存施設等で敷地の利用状況から緑化面積が確保できない施設については、屋上緑化や、壁面の緑化等多様な手法を導入して緑化を促進します。

緑化の促進にあたっては、道路沿いに四季の花木等を重点的に植栽する等、良好な景観形成に配慮した整備を進めます。

■民有地の緑化

市民参加による園芸教室や生け垣の苗木配付等により、市民の緑への意識向上を高めるとともに、市民による市域全体の緑のネットワークづくりを促進します。

■市街化区域内の農地

市街化区域内に存在する農地については、緑地・防災としての機能に着目し、防災協力農地の登録や生産緑地地区の指定も含め、保全に努めます。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

①ユニバーサルデザインのまちづくり

本市では、「高石市福祉のまちづくり要綱」を定め、保健・医療・福祉施設等を中心に、人にやさしいまちづくりを進めてきました。

今後は、交通バリアフリー基本構想等を策定し、駅やアクセス道路のバリアフリー化等、高齢者や障がい者等を含めた全ての人に対して、やさしいまちづくりを進めます。また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で快適な市街地や都市施設、建築物等の整備・誘導を進め、民間施設等に対しても改善を要請し、ハードだけでなくソフト面での対応を含め、市民が安全で快適に活動できる都市環境の創出を促進します。

②“健幸”に暮らせるまちづくり

健康づくりの無関心層を含む市民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型の社会を創出するため、自律的に「歩く」を基本とした“健幸”のまちスマートウェルネスシティたかいしを推進します。

本市の平坦な地勢を活かし、高齢者や歩行者優先の視点から健康づくりに向け、市民誰もが利用できるウォーキングロードの整備を進めます。また、芦田川ふるさとの川整備事業と（都）南海中央線の街路整備事業との連携により、親水機能のある快適な歩行空間の創出し、自然と歩きたくなり、歩くことにより健康づくりが促進され、幸福な生活が営めるまちづくりを進めます。

(4) ICT 技術を活用したまちづくり

①スマートシティの推進

- ・各拠点周辺や新市街地等、新たな市街地整備にあたっては、空間情報やワイヤレスネットワーク等の活用による ICT を含めた先進的技術の活用によるスマートシティを推進し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各地域の課題解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値の創出を図ります。

②防災情報や都市情報のオープン化

- ・市民に必要な情報を迅速かつ効率的に伝達するため、公開型 GIS や L アラート（災害情報共有システム）等の活用を推進します。

5) 都市景観の方針

都市の魅力を高めていくためには、良好な景観の形成が不可欠であり、国における景観に関する総合的な法律である「景観法」の制定を契機に、景観を都市計画の重要な要素として位置づけ、本市においても景観形成の取組を推進します。

また、良好な都市景観の形成には、市民、事業者、行政等、それぞれが、目指すべき地域の将来像を共有し、協働しながらまちづくりを進めていくことが必要です。そのため、景観形成の主体となる市民や事業者等による景観活動を支援し、協働による景観形成を推進します。

(1) 賑わいあふれる都市核景観

都市核である高石、羽衣、富木駅周辺は、駅前広場等と駅周辺の整備等に伴い、賑わいと緑豊かな都市景観の形成を図ります。

(2) 道路と建物が調和した沿道景観

市域の骨格を形成する広域幹線道路の（都）国道 26 号沿道は、大阪府景観条例にもとづく「国道 26 号（第二阪和国道）景観形成地域」に指定されており、まちなみの調和やまとまりに配慮した秩序ある景観づくりを行うことを基本方針に、沿道景観の形成を図ります。

また、紀州街道と熊野街道の沿道について「歴史的街道区域（一般区域）」に指定し、伝統的なまちなみとの調和や街道としてのつながりを意識した景観づくりを進めます。

(3) 緑豊かな都市景観の形成

大阪府において「みどりの風の軸」として指定されている（都）堺阪南線については、道路の緑化とともにみどり豊かなセミパブリック空間の重点的な創出を図ります。

また、（都）南海中央線の沿道については、緑豊かな都市景観の形成を維持保全します。

(4) 魅力ある工場景観

臨海部においては、都市の活力を担う産業空間として、他の市街地には見られない魅力的な工場景観が形成されています。また、大阪府景観条例に基づき（都）大阪臨海線より海側が「大阪湾岸景観形成区域」に指定されており、湾岸景観の向上を目指した景観誘導を図ることで、新たな観光資源として魅力のある工場景観の創造を目指します。

6) その他の公共公益施設の方針

(1) 上・下水道

① 上水道

上水道については、すでに整備が完成していることから、今後は安定的に水を供給していくため、老朽化した上水道施設を計画的に更新し、適正な維持管理、長寿命化に努めるとともに、併せて耐震化を図ることで、災害に強い水道施設の構築を行います。また、経営基盤及び技術基盤の強化を図るため、大阪広域水道企業団との統合に向けた検討、協議を進めます。

② 下水道

老朽化した下水道施設を計画的に更新し、適正な維持管理、長寿命化に努めるとともに、併せて耐震化を図ることで、災害に強い下水道施設の構築を図ります。

また、本市域内では、流域下水道高石泉大津幹線が整備済みであり、高石市流域関連公共下水道事業計画に基づき、下水道の整備を図るとともに、水洗化の普及についても推進します。未整備区域については、今後財政状況を踏まえ、整備効果を考慮して整備を推進します。

市域東部の市街化調整区域は、市街地整備等の進捗状況を踏まえながら、事業を検討します。

(2) 駐車場、駐輪場等

駐車場、駐輪場等は、整備計画書の検証及び主要3駅周辺の市街地整備や連続立体交差事業の推進等に併せて適正規模の検討を行い、鉄道及び周辺施設等の利便性の向上に努めます。

(3) 住宅

① 住宅の整備の推進

多様な住宅ニーズに対応できる住宅を供給していくため、公的賃貸住宅と民間賃貸住宅との適切な役割分担のもと、定住性の高い住宅や住宅地づくりを促進します。

低廉な公的賃貸住宅の供給を含めた住宅の整備等を検討するとともに、市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長寿命化工事等により良質な居住水準の確保や適正管理に努めます。また、民間木造住宅の耐震化を進め、安心住まいの確保に努めます。

旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進します。また、道路に面する安全性の確認できないブロック塀等の撤去を促進します。

(4) ごみ焼却場等

ごみ焼却場等については、都市活動や日常生活を支える重要な都市施設として、市域東部において泉北環境整備施設組合が泉北クリーンセンターを運営しています。今後は、長寿命化計画に基づき施設の更新を進めながら、国の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に沿って、将来の在り方について検討します。

(5) 斎場、墓地等

高石斎場については、高石市泉大津市墓地組合に対し、施設・設備の適切な管理等を要望します。市営浜墓地については、適切に維持管理を行います。

(6) 漁港

護岸の改修、漁港施設の耐震化の完了とともに、大阪府から本市に施設管理業務が移管されました。今後の市民と漁業者の交流等が図れる都市型漁港となるよう必要な機能の充実を図ります。

7) 多様な主体による都市づくりの方針

まちづくりの課題が複雑化・高度化していくなかで、市民のまちづくりのニーズが多様化することが予想されることから、市民、事業者、行政等の多様な主体が協働してまちづくりを進める必要があります。近年では都市経営の観点から、持続可能な都市づくりを実現するためには、様々な主体が担い手となって地域の取組に参加することが重要であるため、産官学民の連携や様々な人々が参加できる都市づくり体制の構築を図ります。

(1) 都市ストックの活用

都市経営の観点から、多様な活動や交流が生まれる市街地の形成やニューノーマルに対応した都市環境の形成等のニーズの変化により、使われていない公有地や都市施設、公園、広場等のオープンスペースの民間事業者による利用をしやすいするために、規制緩和等の方策を検討します。

市街地内において無秩序に発生している空き家や空き地等の低未利用地については、市民の主体的な参画による活用を促進します。活動や担い手の連携・協働を促すプラットフォームを形成し、地域内の取組としてのネットワーク化を促進することにより、適正管理の体制づくりを進めるとともに、「低未利用土地権利設定等促進計画制度」や「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」等の制度活用による検討を行います。

(2) 民間ストックの活用

様々な主体が、市内に点在する空き家や空き店舗等の遊休不動産を新たな方法で再生・活用することで、エリアの価値を創出し、まちを再生させるリノベーションの取組が重要となっています。主体的にエリアマネジメントする担い手を発掘し、育成支援することで、いきいきとしたまちづくりを促進します。

個々の空き家対策としては、防犯及び住環境の改善を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅で空き家となっている場合、除却工事に要する費用の一部について補助を行います。

また、空き家を活用した本市への移住及び定住促進による地域の活性化を図るため、「高石市空き家バンク制度」を導入し、制度の充実と活用促進を行います。

(3) コミュニティの活性化

市内の高等学校や大学、文化施設、商業施設等との連携により、市民活動やコミュニティビジネス等の地域コミュニティ活性化のための交流・文教の機会や場づくりを支援し、地域文化の一層の推進、地域経済の活性化へ誘導します。

